



2026 年 10 月 2 日

各 位

会 社 名 NAN0ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 松村 淳
(コード番号 4571)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 松尾 隆
電 話 03-6432-0020

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日実施の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日 割 当 日	2026 年 10 月 30 日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 130,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 98 円
(4) 発 行 価 額 の 総 額	12,740,000 円
(5) 出 資 の 履 行 方 法	金銭報酬債権の現物出資による。
株式の割当ての対象者 (6) 及びその人数並びに 割り当てる株式の数	従業員 2 名 80,000 株 当社の社外協力者 1 名 50,000 株 (山守 康夫)
(7) そ の 他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

※本新株発行による希薄化率は 0.14%となります。

2. 本新株発行の目的及び理由

当社は、当社の従業員及び当社の社外協力者（これらの者を総称して以下「対象従業員等」といいます。）に対して、福利厚生制度の充実及び対象従業員等と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本報酬制度」といいます。）を導入しております。

今回、本報酬制度の目的、当社の業績、当社の従業員及び当社の社外協力者（以下「支給対象者」といいます。）の職責及び当社グループへの貢献度、今後期待される役割並びに中長期的な企業価値向上及び株主の皆様との価値共有を促進する必要性等を総合的に勘案し、当社取締役会にて、支給対象者に対し本新株発行を行うことを決議するとともに、支給対象者に対して本新株発行につき現

物出資財産として払い込むことを条件に金銭報酬債権合計 12,740,000 円を支給することを決議いたしました。

なお、本報酬制度の導入目的である企業価値の持続的向上の実現に向けてのインセンティブの付与及び株主価値の共有を実現するため、後記3のとおり、譲渡制限期間は3年としております。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と各支給対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結しますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間 2026年10月30日～2029年10月29日

支給対象者は、上記期間中は、割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

（2）譲渡制限の解除

当社は、支給対象者が譲渡制限期間中、継続して、支給の前提となった当社の取締役、監査役若しくは従業員、子会社の役員若しくは従業員又は当社の社外協力者のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において支給対象者が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。ただし、支給対象者が、本割当契約に定める理由により譲渡制限期間が満了する前に支給の前提となった地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する時期及び数を必要に応じて合理的に調整するものとする。

（3）当社による無償取得

譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得する。

また、譲渡制限期間中に、本割当契約に定める無償取得事由が発生した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合、破産等の法的手続開始、差押え等の信用失墜事由が生じた場合、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。正当な理由等による場合を除き、従業員・役員としての地位又は社外協力者としての契約関係を喪失した場合等）、同契約で定める数の本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式について、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、当社が定める証券会社に、支給対象者が専用口座を開設し、管理される。なお、当該証券会社は野村證券株式会社を予定。

（5）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、上記により譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株発行の発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日の終値98円といたしました。本新株発行に係る発行価額は、割当予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

5. 第三者割当の特記事項(社外協力者への割当て)

(1) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

社外協力者への本新株発行の株式数は、50,000株であり、2026年9月末時点の当社発行済株式総数90,945,458株を分母とする希薄化率は0.05%に相当します。

本新株発行は、割当予定先が将来にわたり継続的に役務を提供し、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に寄与することを目的とするものであり、発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(2) 割当予定先の概要

(1) 氏名	山守康夫
(2) 住所	神奈川県鎌倉市
(3) 上場会社と当該個人との関係	当社との資本関係はなく、当社のアドバイザー契約先（副会長）であります。

(3) 割当予定先を選定した理由

本新株発行において割当予定先となる社外協力者とは、アドバイザー契約を締結しており、当社に対して継続的に役務を提供しております。上記社外協力者が将来にわたり役務提供を継続し、当社の中長期的な企業価値の向上に寄与することを目的として選定いたしました。

(4) 割当予定先の保有方針

割当予定先は、将来にわたる役務提供の継続を前提として株式の割当てを受けるものであり、当社株式を長期にわたり保有する方針であることを確認しております。また、3. 譲渡制限付株式割当契約の概要に記載のとおり、譲渡制限期間(2026年10月30日～2029年10月29日)中は譲渡等の処分が制限されております。

以 上